君ならどうする？

「契約」のしくみ

「契約」とは、当事者が「申込み」の意思表示を、もう一方の当事者がそれに対する「承諾」の意思表示をし、それが一致（合致）することにより、法的に保護される約束のことです。（法的な権利義務関係が発生する行為）
契約が成立すると、当事者双方には「権利」と「義務」が発生し、それを果たさなければなりませんので、一方的にやめることはできません。もし、「契約」を守らないままでいると、相手から最終的に裁判で訴えられる可能性もあります。しかし、だまされたり、脅されたりして契約してしまったり、未成年者が親権者などの同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことができる場合もあります。「契約」は慎重に。

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。

買主

これをください

契約の成立

承知しました

申込み
意思表示

意思の合致

承諾
意思表示

- **代金の支払いを求める権利**
- **商品を引き渡す義務**

- **商品の引き渡しを求める権利**
- **代金を支払う義務**

売主

若者のトラブルは…

若年者に多いトラブルは、「金」（儲け話等）や「美」（美容関係等）に関連しています。もし勧誘をされたら、内容を理解しているか、支払いはできるか等をよく考えましょう。
「通信販売」には、クーリング・オフがありません。動画サイトやSNS上で頻繁にあがる広告の説明を信じ、よく確認しなかったり、SNSを介してのトラブルも急増しています。知人から直接勧誘されると、断ると失礼ではないかと困惑し、契約することもあるようです。副業やアルバイトの中には、犯罪に加担するようなものもあります。「成年」になると、「学生だから、知らなかった」「学校で教えてもらっていない」等と主張しても通用しません。お金に関わることについては、根拠が明確でないことや、自分で理解できないことに同意したり、契約をしてはいけません。

困ったときは、ひとりで悩まず相談しましょう！

北海道立消費生活センター　受付時間　平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話　050-7505-0999

消費者ホットライン　188「嫌や！」泣き寝入り

北海道立消費生活センター　検索
http://www.do-syouhi-c.jp

北海道消費者教育PRキャラクター「かしこしか」

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」では、お住まいの市町村など、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

2022年3月作成

これは、2022年3月に金融広報中央委員会の助成を受けて北海道が作成しましたチラシ（表面）を原案に編集しています。
編集・発行/北海道立消費生活センター（指定管理者：一般社団法人北海道消費者協会）〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟